

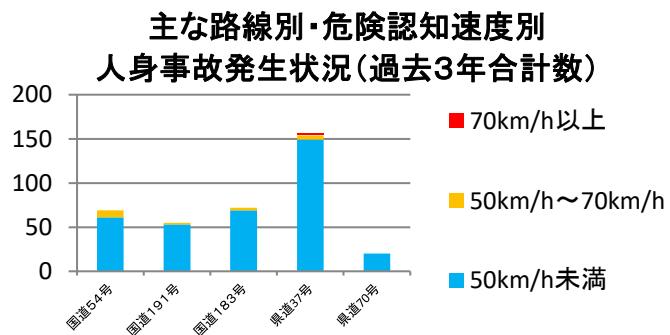
## 速 度 取 締 り 指 針

### 安佐北警察署の速度取締り重点

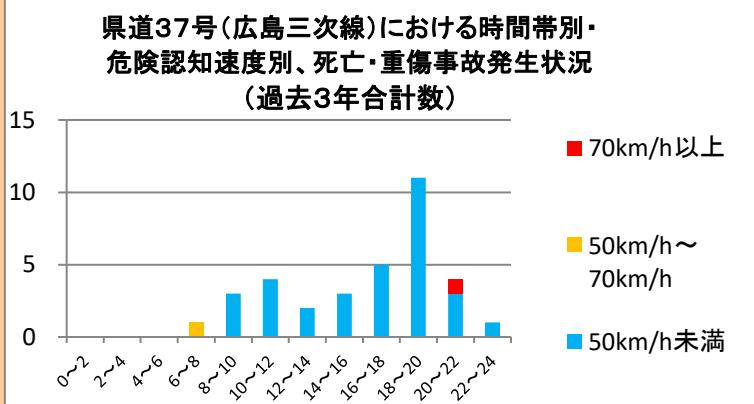
重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道54号 県道37号	12時～14時 18時～20時	可部、白木地区	50km/h

★ 重点以外の場所、時間帯であっても、速度取締りを実施することがあります。

### 安佐北警察署管内における交通事故実態



- 主な幹線道路別に過去3年の事故発生状況を比較すると、県道37号(広島三次線)で、最も多く発生しています。
- 国道54号は、比較的高速度での事故が多発しています。



- 過去3年の県道37号(広島三次線)における事故発生状況(死亡・重傷事故)は、18時～20時に多発しています。

#### ～過去3年間の交通死亡事故の特徴～

- 死亡事故9件のうち、県道37号(広島三次線)で3件発生
- 国道54号、県道70号(広島中島線)、国道261号での発生がそれぞれ1件
- その他道路(市道、林道)での発生が3件

※規制速度を超過した場合の死亡・重傷事故率は、速度を遵守した場合に比べ高くなります。

#### その他の交通指導取締り要点

県道37号(広島三次線)では、速度取締りのほか、横断歩行者等妨害、通行帯(バス専用通行帯)の取締りを強化します。

注: 1 過去3年間は、令和4年10月から令和7年9月までの統計を示しています。

2 「危険認知速度」とは、運転者が相手方を認め、危険と感じた時点の速度をいいます。